

年末年始診療・調剤体制確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、年末年始において、発熱患者等が容易に診療・検査・調剤にアクセスできる体制を確保するため、年末年始に開設する診療・検査医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付対象機関)

第2条 本要綱に定める補助金の交付対象となる医療機関等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 診療・検査医療機関 次のアからカまでに掲げる要件を全て満たすものであること。

(ア) 県ホームページに掲載されている県の指定を受けた診療・検査医療機関であること。

(イ) 1日当たり5時間以上の発熱患者等に対する診療・検査体制を次条に定める対象期間中に1日以上確保すること。

(ウ) 発熱患者等専用の診察室（時間的かつ空間的分離を行ったもの。プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設置すること。

(エ) 診療・検査が可能な日時等を県ホームページで公開することに同意すること。

(オ) 当該医療機関をかかりつけとする発熱患者等に加えて、山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター、甲府市受診・相談センター、県内保健所等から発熱患者を紹介された場合についても、診療を行うこと。

(カ) 第5条第1項の規定により事前に県へ届出を行うこと。

(2) 薬局 次のアからオまでに掲げる要件を全て満たすものであること。

(ア) 「山梨県新型コロナウイルス感染症ホームケア等対応薬局調剤体制確保事業実施要領（令和4年8月3日制定）」第4条第1項で規定するホームケア等対応薬局であること。

(イ) 1日当たり4時間以上の発熱患者等に対する調剤体制を次条に定める対象期間中に1日以上確保すること。

(ウ) 調剤が可能な日時等を県が医療機関に提供することに同意すること。

(エ) 調剤が可能な日時等を県ホームページで公開することに同意すること。

(オ) 第5条第2項の規定により事前に県へ届出を行うこと。

(補助金の対象となる期間)

第3条 補助金の対象となる期間は、令和4年12月29日から令和5年1月3日までとする。

(交付額)

第4条 第2条で規定する要件を満たす医療機関等に対し、別表の左欄に掲げる対応時間の区分に応じ、同表の右欄のとおり補助金を交付する。

(届出)

第5条 補助金の交付を希望する医療機関は、知事に対し、「年末年始における診療・検査医療機関 開設状況事前届出(様式第1号)」及び県の指定する書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 補助金の交付を希望する薬局は、知事に対し、その名称、所在地、連絡先及び対応可能な日時について知事が別に定める期日までに届け出なければならない。

3 県は、前2項の規定により届出のあった開設状況について、県ホームページにて公表するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 前条の規定により届出を提出した医療機関等で補助金の交付を受けようとするものは、「年末年始診療・調剤体制確保事業費補助金交付申請書及び実績報告書(様式第2号)」に県が指定する書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、これを適当と認めるときは、「年末年始診療・調剤体制確保事業費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)」により当該交付申請書を提出した医療機関等に通知するものとする。

2 知事は、前条の規定により提出された交付申請書を受理した場合において、審査により補助金の交付が不適當であると認めたときは、「年末年始診療・調剤体制確保事業費補助金不交付通知書(様式第4号)」にその理由を記し、当該交付申請書を提出した医療機関等に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、前条の規定による交付決定及び額の確定に基づく精算払とする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた医療機関等が偽りその他不正の手段により補助を受けたとき又は補助に過納若しくは誤納があったときは、当該補助金の決定及び確定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

(書類の整理等)

第10条 補助金の交付を受けた医療機関等は、補助金に係る収支の関係を明らかにした書類及び証拠書類を作成し、これを事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

別表

1 医療機関

診療・検査対応時間	補助額
5時間以上6時間未満	400,000円/日
6時間以上7時間未満	450,000円/日
7時間以上	500,000円/日

備考

- 1 補助金の対象となる診療・検査対応時間は、7時間を上限とする。
- 2 診療・検査対応時間に、1時間に満たない時間がある場合は、切り捨てる。

2 薬局

調剤対応時間	補助額
4時間以上8時間未満	30,000円/日
8時間以上	60,000円/日

備考

- 1 補助金の対象となる調剤対応時間は、8時間を上限とする。
- 2 調剤対応時間に、1時間に満たない時間がある場合は、切り捨てる。